

改訂新版

金融実務用語の 基礎知識

近代セールス社編

第1章 ● 預金業務用語

第2章 ● 貸付業務用語

第3章 ● 為替業務用語

第4章 ● 手形・小切手用語

第5章 ● 財形制度・国債等窓販
業務関係用語

第6章 ● その他

金融実務用語の基礎知識

近代セールス社編

近代セールス社

改訂

銀行業務基礎知識シリーズ

金融実務用語の基礎知識

昭和54年5月15日 初版発行

昭和58年9月16日 4 版

定価 1,100円

編 者 近代セールス社

発行者 沖 津 武

印刷者 鋳 三 友 社

発行所 株式会社 近代セールス社

本 社 東京都新宿区西新宿3丁目4番11号 ☎160

電話 東京<03>342-5201 (代表) 振替東京6-79204

大阪支社 大阪市南区南船場3-6-1 ☎542 電話 06-252-5076

九州支社 福岡市博多区住吉4-5-2 ☎812 電話 092-441-5685

名古屋支社 名古屋市中区丸の内2-18-22 ☎460 電話 052-221-6532

©1979 2033-113402-1402

(株)佐抜製本所

落丁・乱丁はおとりかえします。

ま え が き

金融機関にたずさわれている方々は、日常の実務処理をしていくうえでは欠かせない種々な会話や打合せ、会議、報告、記帳等を行なっているが、その中で非常に数多くの実務用語が使用されていることに気づかれるであろう。もちろん、用語は正確・適切に使われている場合もあるし、その反対の場合もなくはない。不用意に使用されたために誤解が生じてミスやトラブルに発展したり、意思疎通を欠いたりすることも少なくない。

用語は、正確、適切に、タイミングよく使用されてこそ、その機能性を発揮し、また意義がある。そのためには、やはり全体の流れの中でとらえていく必要がある。こうした観点からみると、実務用語として必要な互換性や、事務の流れに基づいた解説書が見あたらないのが実情である。

本書は、以上のことを十分考慮し、これから実務・法律知識を習得しようとする人、新しい職務に係替えされた人、また、日頃疑問を抱いている方々のために、わかりやすく解明した銀行の基礎実務習得に最適な基本解説書である。

用語の選択範囲は、日常業務の処理に際して使用されている基礎用語に焦点をあて、預金業務、貸付業務、為替業務、手形・小切手関係に分けて、これらの中から、頻度の高いしかも基礎となる実務上の用語を厳選し、端的に、平易な解説を試みた。

また、各業務に共通した用語については、その他としてまとめてある。これだけはマスターしておきたい必須実務用語を集約編集し、事務処理上関連の深い用語は集中して並列的にならべてみた。したがって、通読するだけで業務の流れが理解でき、また巻末の索引を活用することによって、用語の意義が確認できる構成となっていることが、従来にない大きな特色である。

本書を実務習得のための座右書として、末永く活用していただければ幸いです。刊行にあたって、各分野の第一線実務家ならびに法律家の方々に多大なるご協力をいただき、深く感謝するとともに、内容についてのご意見ご要望などがあればお寄せください。

昭和57年 5 月

株式会社 近代セールス社

執筆協力者一覧（五十音順・敬称略）

相原 孝雄	（太陽神戸銀行）
池上 亘	（埼玉銀行）
大島 鋼一	（三井銀行）
奥村 擴司	（富士銀行）
長田 典昌	（東京相互銀行）
小澤 守	（全国信用金庫協会）
勝又 紀昭	（東海銀行）
加藤 浩康	（東海銀行）
小林 貞美	（三菱信託銀行）
澤山 満壽雄	（北海道拓殖銀行）
高谷 悦男	（東海銀行）
田中 録郎	（東京都民銀行）
遠島 省三	（常陽銀行）
根岸 達昌	（東京都民銀行）
日景 宏	（北海道拓殖銀行）
東谷 隆夫	（弁護士）
松本 貞夫	（全国銀行協会連合会）
松下 侑司	（清水銀行）
宮坂 恒治	（第一勧業銀行）

目 次

第 1 章 預金業務用語

預金の種類	2
定期預金の種類	4
その他預金の分類	10
入出金関係	14
預金契約	22
印鑑	24
利息	28
税金	32
相続	42
機能サービス	50
定期積金関係	52
その他	56

第 2 章 貸付業務用語

貸付業務の種類	62
契約・債権	64
担保	64

保証	66
担保取得方法	70
保全・管理	72
弁済・回収	78
特殊整理	84
形態別融資	86
その他	88

第3章 為替業務用語

為替の種類	94
為替契約	96
為替決済制度	98
為替取引勘定科目	100
為替機構	102
事務処理	106
送金為替	114
振込	118
代金取立	124

第4章 手形・小切手関係用語

一般用語	132
振出	140
支払	150

裏書譲渡	158
不渡	164

第5章 財形制度・国債等窓販業務関係用語

財形制度／加入対象者 etc.	174
財形預金／財形年金預金 etc.	176
財形制度導入スケジュール etc.	183
財形進学融資制度	185
証券取引法／証券会社 etc.	187
債券の種類／利付債 etc.	189
国債の種類 etc.	190
公共債の発行条件／公共債窓販業務 etc.	193
窓販国債の申込・代金払込 etc.	195
はね返り玉の買取り	197
債券元利金の支払	198
受渡代金の計算式	199
公社債利子・償還差益に対する課税 etc.	201
少額公債非課税制度 etc.	202
利回りの種類	203
利回り計算	205
残存期間の計算方式	209
経過利子の計算式／公社債の償還方法 etc.	210
中期利付国債の商品特性一覧	211

第6章 そ の 他

入金証明／残高証明 etc.	216
代用伝票／免責約款 etc.	218
確定日付／利得償還請求権 etc.	220
債務者／時効 etc.	222
親権者／質権者 etc.	224
任意代理／表見代理	226
有価証券／内容証明郵便	228
一見客／押切印と割印	230
初鑑・再鑑 etc.	232
諸届／貸金庫 etc.	234
保護預り／過振り etc.	236
磁気ストライプ式通帳 etc.	238
本封／商業登記簿謄本 etc.	240
両替	241

索引<五十音順>	247
----------	-----

第1章

預金業務用語

普通預金

誰でもいつでも自由に預入れ、払戻しができる流動性の最も高い預金である。継続的取引契約の性質を有し、1回の預入れごとに各別個の預金債権が成立するのではなく、預金の預入れ、払戻しが行なわれても1個の預金債権の額が増減するにすぎない。普通預金取引においては銀行は預金通帳を交付し、取引の状況を記録する。預金の払戻しには、通帳の呈示と所定の払戻請求書に届出印を徴求して、預金残高からその額を引落して支払う。普通預金金利は付利預金の中で最も低い、一般大衆の簡易な貯蓄預金として、また中小企業者の出納資金としても、幅広く頻繁に使われている。

当座預金

金融機関と当座勘定取引契約を結んだ取引先が、その銀行に宛て振出した小切手、またはその銀行を支払場所として振出した約束手形もしくは引受けた為替手形の支払資金としてなした預金である。日常頻繁に金銭を支払う者がいちいち現金支払いをする煩雑さと危険を避けるため予め銀行に預入れられた預金であっ

て、当座預金者が支払いを行なう場合には小切手を振出してこれにあて、その小切手の支払いは銀行に行なわしめるものであるから、当座預金の経済的な性質は出納資金といえることができる。その性質上動きが激しくコストもかかるうえに金融機関の運用原資とみることはできないので利息は付されない。

定期預金

あらかじめ預入期間が決まっていて、期間が満了するまでは払戻しをしないことを特約した預金である——後記のような特徴のある各種の定期預金が商品化されている。銀行の預金のなかでは最も貯蓄性を有するものであって、残高面でも最もウェートが高い。

定期預金の場合は一定期間預入れられ、その間銀行は払戻しのための準備を必要とせず自由に運用しうるとともに手数料も相対的にかからないので、預金利率も他の預金に比し高く定められ、それぞれ期間に応じて長期ほど高い利率が定められている。

通知預金

7日間の据置期間が定められてい

て預金者はこの期間中は払戻しの請求が出来ないとともに、据置期間経過後に払戻請求をするときは2日以上前に予告することを必要とする預金であって、一口の預入額に最低限度額が定められている。限度額を5万円と定めている銀行が多い。

銀行にとって資金繰り上普通預金に比べ好都合で有利であるから、利率は普通預金よりもやや高く定められている。したがって通知預金は通常企業や個人が短期間比較的まとまった余裕金が生じたような場合に、定期預金に固定化してしまうには支障があるが、といって直ちに使うあてもないので、当座預金や普通預金にしておくよりも有利に運用したい場合に多く利用されるものである。

納税準備預金

個人ならびに法人の納税義務者がその負担する租税の納付を容易にするために、平素からそれに備え蓄積する目的の預金である。この預金については納税の促進と円滑化を図るとともに貯蓄増強の目的もあって優遇措置が講ぜられている。すなわち、利息が普通預金より0.75%高とともに、利子所得に対する非課税措

置がとられている。しかし災害などやむをえない事由があって、納税目的以外の事由によって払戻しが行なわれた場合は、当該計算期間中の利息については普通預金の利率が適用され、また非課税扱いもない。

なお預金者に交付される通帳に対しては、この預金を取扱う金融機関に対する特典として、印紙税は非課税とされる。

別段預金

預金、為替、貸付、証券、保管、代理事務等諸種の銀行業務に付随して生ずる未決済、未整理の一時的な保管金やその他の預り金で他の預金科目では処理できないか、あるいは処理するのは不適當なものを便宜上処理しておく預金科目である。

他の預金科目と異なって、予め定められた約定にしたがって受入れるものではないから、特約のない場合は一般には預入期間は定められず、利息もつけられないし一定様式の証書、通帳は発行されない。

ただし特約ある場合には利息（ガイドラインにより普通預金なみ）をつけ、あるいは預り証を交付することもある。

総合口座預金

普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、普通預金の残高が不足した場合には定期預金を担保とした当座貸越を自動的に行なう仕組みの預金である。

各金融機関ともほぼ同じ内容となっており、その主な点は①預金者は実名の成人の個人であること、②貸越限度額は定期預金の90%で、最高100万円まで、貸越利息の計算は年2回、普通預金の決算時に行なう、というものである。この預金は預金者が有利に貯蓄性預金の蓄積を図りたいという要請と、同時に不時の必要に備えて流動性も保ちたいというふたつの要請に応えたものであって、近時に開発された新種預金のなかでも特に広く利用されている。なお、1人1口座に限られている。

相互掛金

相互銀行だけに認められている（相互銀行法4条）業務である相互掛金契約によって相互銀行に払込まれる、金員または契約そのものをいう。相互掛金契約においては、相互銀行は掛金者に定められた一定期間の中途または期間満了の時において

一定の契約金額を給付する債務を負い、掛金者は相互銀行に契約締結の時から満期まで継続的、定期的に掛金を払込むべき債務を負担する。

法律的には通常の銀行預金とは異なり、定期預金に近いが、定期預金と異なる点は満期以前においても給付が行なわれることとなっている点である。相互銀行の特色となっている業務である。

定期預金

一定の契約期間内において、定期的に一定の金額を掛金として払込み、約定通りに掛金が払込まれたことを条件として、満期日に一定の金額を支払うという内容のものである。満期における一定金額の支払いは積金の払込みに対する給付であって、預金の元本の払戻しと利息の支払いという一般の預金と異なり、法律的には有償片務諾成契約であるとされている。

定期預金の変形として、多くの銀行がそれぞれ独自に考案して取扱っている積立定期預金とは目的を同じくし形態も類似しているが、法的性質は異なる。

据置預金

あらかじめ払戻しの期限を定め定期にまたは一定の期間内において数回に分けて受入れる預金で、定期積金のように銀行が片務的に給付義務を負うのではなく、あくまで預金であって、積立定期預金と似ている。しかし据置貯金においては積立定期預金に比べ、目標額が定められないこと、契約当初に払戻期日が定められることなどの点で異なる。据置貯金の金利は定期預金の金利に準じて付せられることとなっている。しかし今日据置貯金は一般には行なわれていない。

積立定期預金

一定の期間、何回も積立のみし、払出しは行なわず、まとまった額の預金とする一種の定期預金である。当初の申込みに際し、積立総額を定めておき一定の期間内に積立を完了するもの（目標式）、また払出期日を決めておき一定の期間、自由に積立を行なうもの（確定日払式）があるが、最後の預入日から満期日まで最低3ヵ月据置くことが必要である。

利息の計算方法は、目標式にあっ

ては普通預金と同様の方法によるが、確定日払式では個々の預入ごとに預入期間に相当する定期預金利率を乗じ算出し、期間が3年以上あるものは、満期日から逆算して2年目ごとに利息の組入れが行なわれる。

財形預金

勤労者の財産形成に、国や事業主が援助、協力し、より豊かな安定した生活の実現をはかる目的で設けられた勤労者財産形成貯蓄に適用した預金で（定期預金、期日指定定期預金、積立定期預金などが対象）ある。

㊦制度の非課税枠とは別枠に500万円（財形年金貯蓄と合算）まで非課税で、事業主から支払われる給与、賞与から天引して積立する。積立をする期間は3年（36ヵ月）以上で、定期的に預入することが必要である（毎月預入する場合は36回、毎年預入する場合は年4回以上の預入が必要）。

また最初の預入日から3年間は払出せない、積立は事業主が勤労者に支払う給与等から天引して、勤労者に代って行なうなどの契約を結んで積立する。

（新型財形預金については202頁参照。）

自動継続定期預金

定期預金の満期日が到来した際、預金者が来店しなくても、金融機関が自動的に継続預入の手続をとる定期預金である。

満期日に利息を元金に加え継続預入する元加式、満期日に利息を預金者が指定した預金口座（主に当座預金、普通預金）に預入し、元金のみ継続預入する利払式とがある。長期にわたり預金をしておくことを望む預金者や、遠隔地のため来店するのが面倒であるなどの預金者のニーズに合う預金である。

したがって預金証書の切替えまたは利息記入は預金者が証書を持参した際に行ない、また、期日案内に対して預金者から継続停止の申出がなければ手続は継続される。

利息の一部から諸費用を支払う仕組みになっている交通安全定期預金などは、この自動継続定期預金となっているケースが多い。

無記名定期預金

通常、預金の預入れは預金者の住所・氏名・印鑑の届出をもって受けけるが、無記名定期預金は住所・氏名の届出をせず印鑑のみの届出で、

受けけるもので特別定期預金ともいう。

無記名定期預金は戦後の混乱期に貯蓄増進の目的で設けられたものであるが、最近では預金者の税務上の問題でとかく取沙汰されている。

無記名定期預金は預金証書面上（金融機関の元帳面上も）、預金者の氏名が表示されていないが、法的性格は無記名債権でなく指名債権の一種であるとされている。

2年定期預金

昭和48年7月16日から発売が認められた定期預金で、預入日から満期日までの期間が2年のものをいう。

利息の計算は預入日から1年目の応当日に利息の一部を支払い（中間利息）、満期日に2年分の利息からすでに支払った中間払利息を差引いた利息が支払われる。

1年目の応当日に支払われる中間利息を指定された預金口座（主に当座預金・普通預金）に預入する利払式、中間利息で1年ものの定期預金を別に預入し（これを子定期という）中間利息をうまく運用しようとする運用式、中間利息で1年ものの定期預金を別に預入し満期日に子定期の

元利金を親定期に加え継続する元加式(自動継続定期預金)がある。

当初の受付に際し、顧客のニーズにあった預金にすることが、この場合も必要である。

交通安全定期預金

自動継続定期預金に交通事故傷害保険をセットした定期預金である。仕組みは自動継続定期預金(利払式)の利息の一部を保険料として金融機関と提携した保険会社に納めることにより、交通事故にあった場合に保障される。

保険金額は通常定期預金金額の10倍型と20倍型があり、被保険者は預金名義人と同一のケースが通例である(法人が従業員の福利厚生のため従業員を被保険者とすることもある)。保険料は、団体割引扱いの割安で、1回の手続で預金と保険が同時に加入できるので便利である。

進学指導定期預金

自動継続定期預金と、金融機関が提携した出版会社が行なう進学指導をセットした定期預金である。仕組みは、自動継続定期預金(利払式)の利息の一部から、出版会社が募集している進学指導サークルに、指導

料を払込むことによって進学指導を受ける。指導期間は通常1年単位(4月より翌年3月まで)で小学校1年から高校3年までで、指導料は各学年により異なる。

期日指定預金

預金者が3ヵ月超2年未満の任意の日を満期日と定めることのできる定期預金である。ただし6ヵ月目、1年目ちょうどに該当する日を期日とすることはできない(一般の定期預金となる)。利率については、3ヵ月超6ヵ月未満は3ヵ月定期預金利率、6ヵ月超1カ年未満は6ヵ月定期預金利率、1カ年超2年未満は1カ年定期預金利率が適用される。この定期預金は払出日までに3ヵ月超の期間のある場合に最適で、たとえば入学時期や納税時期に合わせ余裕のある資金を定期預金にする場合に適当である。なお、後記の期日指定定期預金と誤まらないこと。(追補201頁参照)

譲渡性預金(NCD)

短期金融市場の整備を推進するとともに、金利機能の一層の活用を図って、金融の効率化に資することをねらって開発され、昭和54年10月か

ら実施された譲渡することを前提とする特殊な預金である——その骨子は以下のとおりである。

科 目	譲渡性預金
譲 渡 性	指名債権譲渡方式
発行方法	個別の相対発行
発行限度	各金融機関の自己資本の50%
最低預入額	5億円
預入形態	3ヵ月以上6ヵ月以内の期日指定方式
預入期間	1ロゴと証書授(譲渡性預金証書を発行)
適用利率	臨時金利調整法による大蔵省告示の適用外
譲渡金額	元利金の金額を譲渡(一部譲渡を認めない)
利息計算方法	次の算式による。(満期日以後の利息はつけない) $\text{積数}(\text{元金} \times \text{日数}) \times \text{年利率} \\ 365(\text{日}) \\ = \text{支払利息}$

要求払預金

流動性預金ともいわれる。預金の性格による分類であって、預金者の要求によりただちに払戻される預金の総称である。預金科目としては当座預金、普通預金、別段預金は当然これに属する。納税準備預金は納税目的のために蓄えられたものである点で前記の預金と異なるが、税納付のときはいつでも払戻しができるのでやはり要求払預金である。通知預

金も据置期間が7日間と短く、払戻予告日数も2日と短いのでこれに含めている。要求払預金は銀行の側からみれば、運用資金原資としては最も安定性を欠くため、期限付預金に比べ預金利率は低い。

定期性預金

預入期間が3ヵ月以上の預金のこととて、定期預金などがこれにあたる。

定期性預金は、預金者が資金の貯蓄ないし利殖をはかるために預入れる最も貯蓄性の高い預金である。銀行にとっては、一定期間預入れられその間払戻しのための支払準備資金の手当ての必要もなく、資金の出入りにともなう手数料もかからない、安定的であるとともに経費の低い資金である。したがって預金利率は各種預金科目の中では最高であり、しかも期間が長期であるほど運用資金としては安定性が加わるとともに一定期間における経費は割安になるはずであるから、利率も順次高く定められている。

貯蓄性預金

貯蓄あるいは利殖を目的とした預金である。一定期間を預金として預入れておき払出しを行なわない定期